

宮城県

産後ケア事業

集合契約の手引き



©宮城県・旭プロダクション

令和8年4月

(令和8年度第2版)

宮城県では、令和6年度から、各市町村が医療機関や助産所等（以下「事業所」という。）の代表である公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会（以下「代表機関」という。）と契約を締結する「集合契約」を導入しました。

この手引きは、本県の集合契約に加入している市町村、事業所、代表機関に向けて、集合契約の基本的な運用をお示しするものです。運用にあたっては、こども家庭庁が策定した最新版の「産後ケア事業ガイドライン（付録の参考資料を含む）」を必ずご参照の上、本手引きと一体的に活用してください。

目次

I 産後ケア事業 集合契約の手引き

- 1 対象者
- 2 ケアの内容
- 3 サービス類型と事業費
- 4 加算
- 5 事務処理
 - (1) サービスの利用決定から利用後まで
 - (2) 事業所の新規加入・サービス類型の追加に係る施設確認
 - (3) 定期的な施設確認
 - (4) 集合契約加入機関一覧の更新
- 6 安全に関する留意事項

II 添付資料

1 各種様式

(1) 産後ケア事業所チェックシート [共通様式]

(2) 集合契約関係書類 [参考様式*]

- ・委託契約書
- ・産後ケア事業実施要綱
- ・仕様書
- ・【共通様式第1号】利用券兼実施報告書
- ・【共通様式第2号】請求書
- ・【共通様式第3号】業務実績報告書(月次)
- ・【共通様式第4号】業務完了報告書(年度末)

*各市町村が参考様式(ひな型)として使用し、字句の調整など軽微な変更については各市町村の判断で可能とする。

(3) 重大事故等発生時報告様式 [共通様式]

2 集合契約加入機関一覧

別表1 集合契約加入市町村一覧

別表2 集合契約加入事業所一覧(毎月10日更新)

I 産後ケア事業 集合契約の手引き

1 対象者

- ・ 出産後1年以内の母子にあって、産後ケアを必要とする者。ただし、医療行為の必要がある者を除く。
- ・ 在胎37週未満の早産児においては、出産予定日を基準にした修正月齢を参考に承認期間を定めることができる。

以下については、各市町村の実施要綱、別表〔集合契約加入機関一覧〕及び利用券参照
 ・ 対象者の範囲及び除外条件

2 ケアの内容

基本的なケアの内容は以下のとおり。事業所は、各市町村の実施要綱に定める事項がある場合は併せて留意し、利用者のニーズを踏まえてサービスを提供すること。

- ・ 産後の母体管理及び生活面での相談・保健指導
- ・ 乳房管理指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ・ 母親の不安に関する相談・心理的ケア
- ・ 児の発育及び発達に関する相談・保健指導
- ・ その他必要とする育児サポート・相談支援

3 サービス類型と事業費

- ・ サービス類型と事業費上限額は下表のとおり
- ・ 事業費は、上限額の範囲内で各事業所が定め、その内訳（利用者負担額と市町村負担額）は各市町村が定める。
- ・ 事業費には、食費、光熱費、燃料費等を含む。利用者が持参すべきものについては、各事業所が利用者への説明に努めること。各市町村の実施要綱に定める内容以外で、事業所が独自にサービスを提供する場合は、その内容や費用について十分に説明し、同意を得た上で、利用者から追加料金を徴収できる。
- ・ 利用予定前日（前日が土・日・祝日・施設の休診日の場合は、その前の平日）の午前10時以降に利用予約のキャンセルが発生した場合、事業所は各市町村が定めるキャンセル料を利用者または（及び）市町村に請求できる。

サービス類型 注1		事業費上限額	参考：こども家庭庁のサービス類型
A	宿泊型 1日	30,000円	短期入所（ショートステイ）型
B	通所型 6時間	18,000円	
C	通所型 3時間	10,000円	通所（デイサービス）型
D	通所型 2時間	7,000円	
E	訪問型 4時間 注2	15,000円	
F	訪問型 3時間 注2	12,000円	居宅訪問（アウトリーチ）型
G	訪問型 2時間 注2	10,000円	

注 1 利用者の希望により利用時間を調整することは差し支えないが、事業所の都合で変更することはできない。利用者の希望により利用時間を延長した分の利用料金を徴収する場合は、市町村産後ケア事業とは別に、事業所が利用者と個別契約を締結の上サービス提供すること。延長分の料金を徴収する場合のサービスについては、市町村で一切の説明責任を負わない。

注 2 訪問時は必ず各医療機関や宮城県助産師会等が発行する身分証明書を携行すること。

以下については、各市町村の実施要綱及び別表〔集合契約加入機関一覧〕参照
 ・各事業所の対応可能類型・受入条件（月齢、訪問型の場合は訪問可能範囲等）、事業費、利用者が持参すべきもの
 ・各市町村の利用可能類型（内容）利用上限回数、利用者負担額及び市町村負担額の内訳、キャンセル料

4 加算

上記 3 の事業費に加え、要件を満たした場合に加算できる項目は下表のとおり。

項目	算定	対象類型	算定要件	加算額
多胎児加算 〔県独自〕	必須	訪問型	対象児が多胎であるとき ただし、訪問型 4 時間において多胎児に対応する助産師が 2 人体制の場合は、多胎児加算を算定せず、1 件分（助産師 1 人分）の事業費を請求できる	多胎児 2 人目以降 1 人あたり（日額） 1,400 円
兄弟や 生後 4 か月 以降の児の 受入加算 〔国交付金要綱〕	必須	宿泊型 通所型	① 対象児以外の兄弟（多胎児 2 人目以降を含む）を受け入れたとき ② 生後 4 か月以降の児を受け入れたとき （兄弟の食費は別途利用者負担）	兄弟または 生後 4 か月以降の児 1 人あたり（日額） 宿泊型 5,200 円 通所型 6h 2,100 円 通所型 2h 3h 700 円
緊急加算 〔県独自〕	市町村 ごとに 選択可	宿泊型 通所型 訪問型	市町村が、母親の身体状況や精神状態等を踏まえ、早急に産後ケア事業を利用することが必要と判断して事業所と調整し、（利用決定日を 1 日目として）3 日目までに当該利用者を受け入れたとき	2,000 円/回

上記以外に、市町村が独自の加算を設定している場合がある。

算定例：兄弟や生後 4 か月以降の児の受入加算（宿泊型の場合）

生後 6 か月の対象児（双子）を受け入れた。



☑多胎児 2 人目以降 1 人あたり 5,200 円/日 × 1 人
 ☑生後 4 か月以降の児 1 人あたり 5,200 円/日 × 2 人
 計 15,600 円/日

6 か月の対象児 1 人と兄弟 1 人を受け入れた。



☑生後 4 か月以降の児 1 人あたり 5,200 円/日 × 1 人
 ☑兄弟 1 人あたり 5,200 円/日 × 1 人
 計 10,400 円/日

3 か月の対象児 1 人と兄弟 2 人を受け入れた。



☑兄妹 1 人あたり 5,200 円/日 × 2 人
 計 10,400 円/日

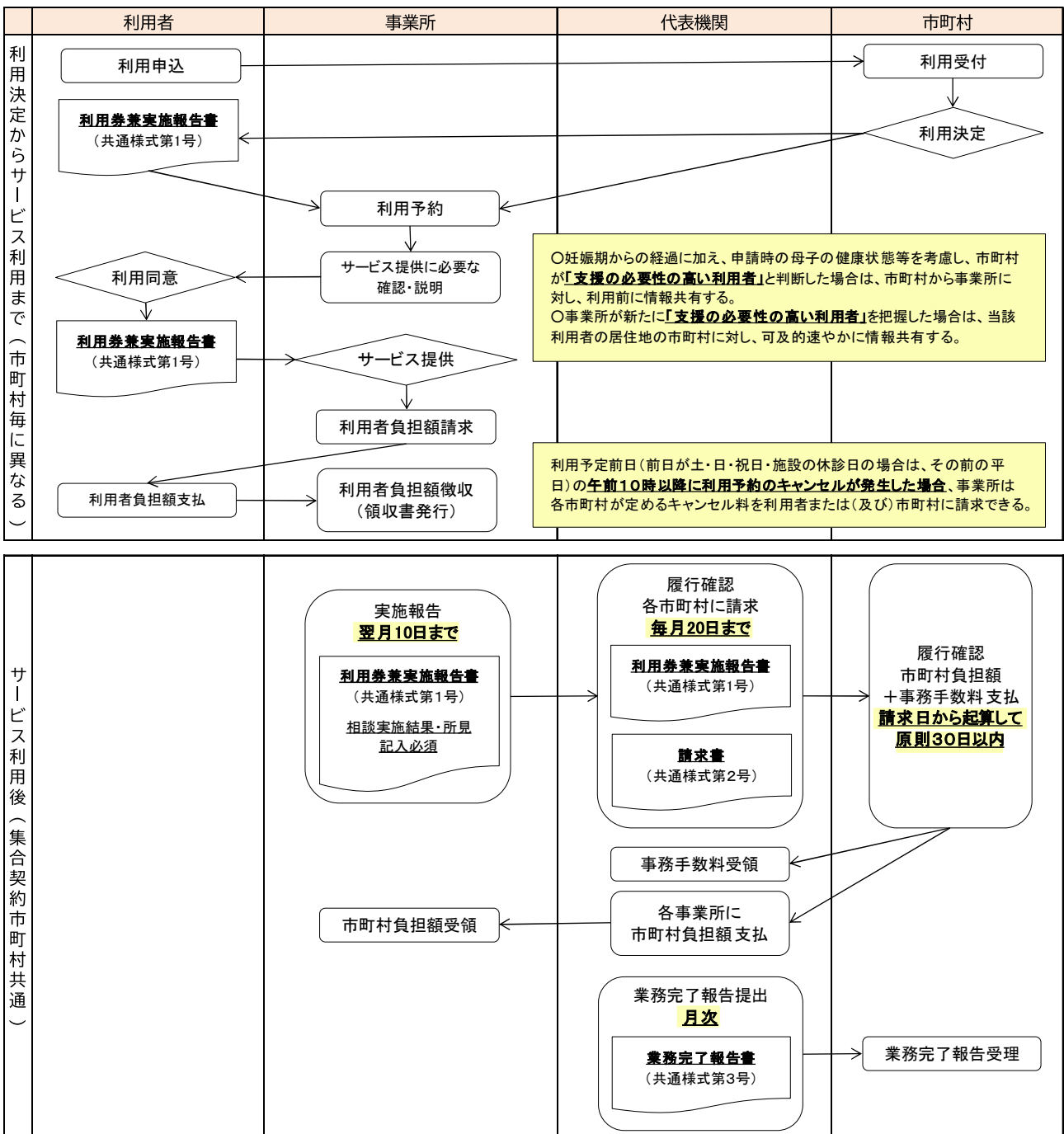
以下については、各市町村の実施要綱及び別表〔集合契約加入機関一覧〕参照
 ・【選択】のみ：各市町村の加算の有無
 ・各事業所の受入可否（条件）

5 事務処理

(1) サービスの利用決定から利用後まで
 事務処理の手順は下図のとおり。

ただし、利用決定からサービス利用までの手続は市町村ごとに異なる場合がある。

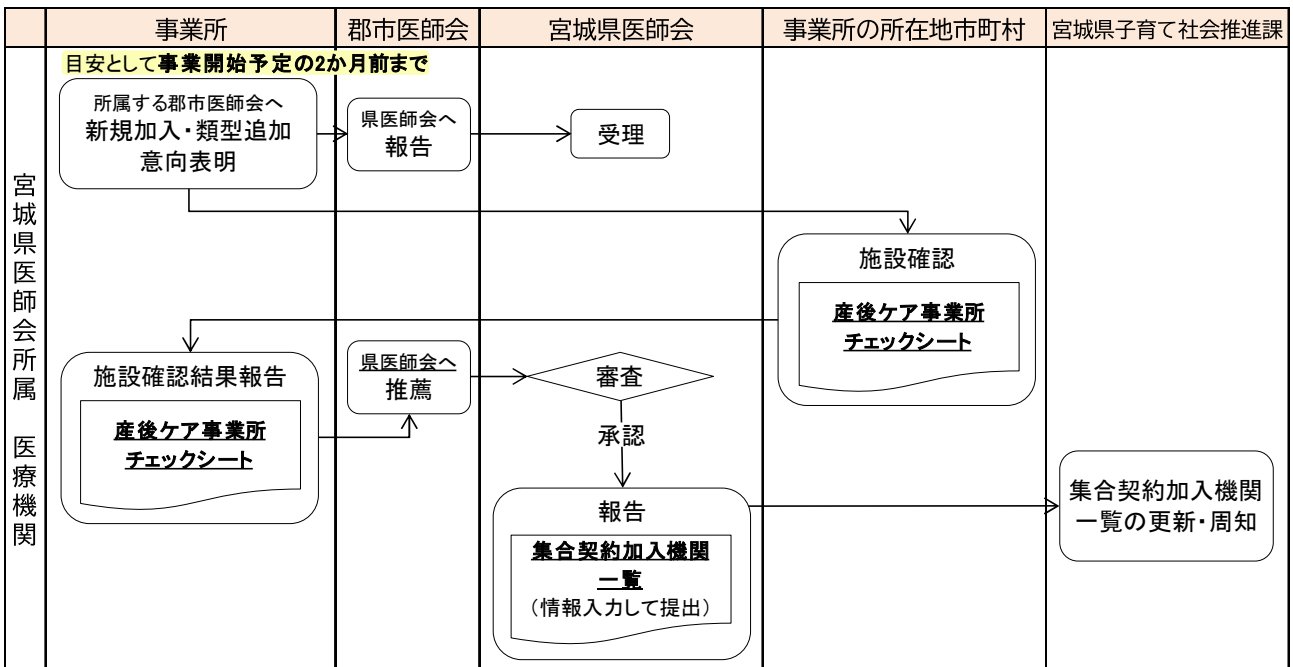
以下については、各市町村の実施要綱及び別表〔集合契約加入機関一覧〕参照
 ・各市町村の利用予約方法



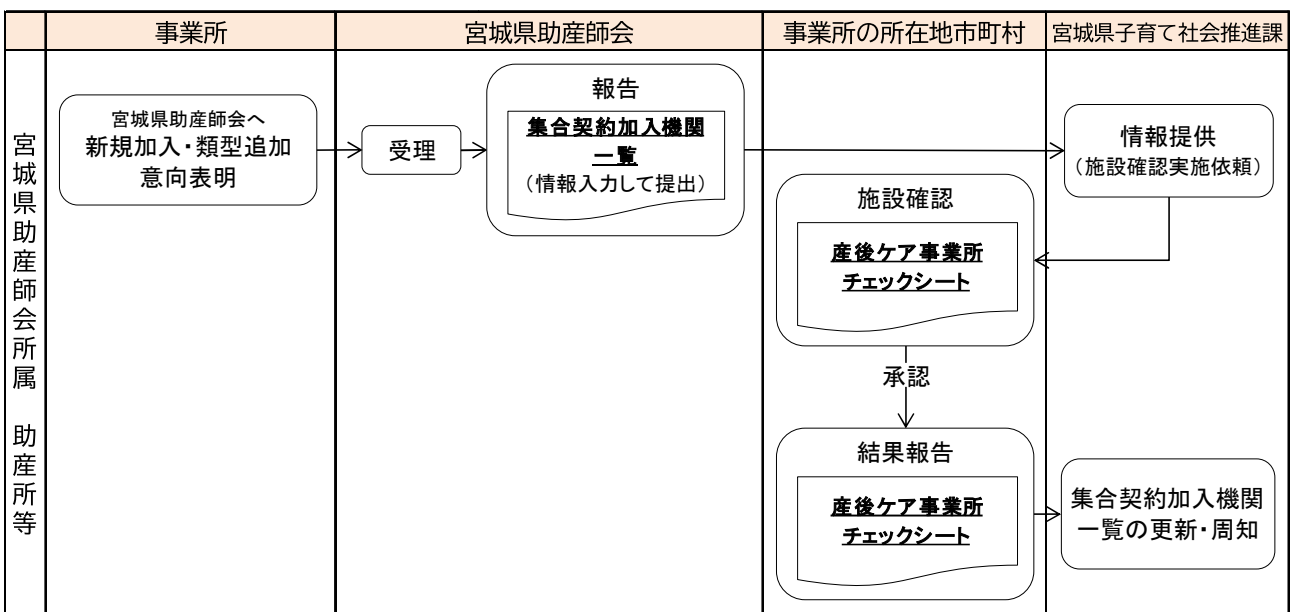
(2) 事業所の新規加入・サービス類型の追加に係る施設確認

- ・サービスの質や安全性の担保、市町村が事業所からの相談に応じる体制の整備等を目的とし、新規加入またはサービス類型を追加する予定の事業所に対し、所在地の市町村が代表して施設確認を実施する。事務処理の手順は下図のとおり。(各代表機関の既存の組織構造や所属する団体・個人の運営・活動実態に合わせて、新規加入または類型追加を希望する事業所の要件を適正かつ確実に審査・管理するための手順をそれぞれ設定している。)
- ・施設確認には〔産後ケア事業所チェックシート〕を使用する。

▼産後ケア事業を実施する医療機関の場合



▼産後ケア事業を実施する助産所または助産師の場合



(3) 定期的な施設確認

- ・全ての事業所に対し、所在地の市町村が代表して定期的な施設確認（各年度1回以上）を実施する。ただし、当該年度中に新規加入した（既に施設確認を実施済の）事業所を除く。
- ・定期的な施設確認の方法は各事業所による自己点検も可とし、市町村はその結果を把握するとともに、事業所に対し必要な指導等を実施する。また、確認結果は各市町村において保管し、あわせて宮城県保健福祉部子育て社会推進課に参考共有する。
- ・施設確認には（2）と同じく〔産後ケア事業所チェックシート〕を使用する。

(4) 集合契約加入機関一覧の更新

- ・新規加入、サービス類型の追加、その他の変更について、各市町村及び事業所は（事業所にあつては代表機関を通じて）宮城県保健福祉部子育て社会推進課に報告する。
- ・宮城県保健福祉部子育て社会推進課は、報告のあった翌月10日までに別表を更新し、市町村・事業所・代表機関に共有する。

6 安全に関する留意事項

(1) 基本的な事項

- ・子ども家庭庁の「産後ケア事業ガイドライン」を最低水準とするほか、各市町村の実施要綱や独自のマニュアル等に定める事項がある場合は併せて留意し、利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分に配慮すること。
- ・利用者の状態が急変した場合、事業所は協力医療機関と連携して適切な処置を実施するとともに、すみやかに緊急連絡先（家族等）へ連絡する（利用前に緊急連絡先を把握しておく）こと。対応後は、詳細について各市町村へ報告すること。

(2) 重大事故等発生時の対応

- ・死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、以下のとおり速やかに当該乳児等の居住地の市町村から宮城県を通じて国に報告すること。

対象	根拠通知	報告様式
乳児等	教育・保育施設等における事故の報告等について（令和8年3月30日付けこ成安第46号・7教参学第52号）	教育・保育施設等事故報告書
母親のみ	産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）（令和8年3月30日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）	産後ケア事業事故等発生時報告様式

第1報：原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生翌日）

第2報：原則1か月以内（状況の変化や必要に応じて追加の報告）

【市町村から宮城県への重大事故等発生時報告の受理について】

担当：保健福祉部子育て社会推進課 子育て支援班（電話 022-211-2528）

時間：原則として平日午前8時30分から午後5時15分まで